

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】2
- 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】3
- 指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】5

◇ 公 告

- 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【産業経済局農林水産部農林課】7

◇ 訂 正

- 第4408号の訂正【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】10
- 第4481号の訂正【建築都市局計画部開発指導課】11

北九州市告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年8月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
6872	小嶺49 号線	八幡西区小嶺一丁目403番 1地先から 八幡西区小嶺一丁目399番 11地先まで	7.0 ～ 35.0	137.2

北九州市告示第164号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第78条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和元年8月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 6907 04	訪問看護ステーション マードレ	北九州市八幡西区清納二丁目6番7号ヴァリアス清納1号室	合同会社マードレ	令和元年 8月1日

2 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4054 38	デイサービスまいぷらん	北九州市小倉北区下到津五丁目10番2号	株式会社楽笑	令和元年 8月1日
4070 4054 04	デイサービスひなたの家 小倉	北九州市小倉北区東篠崎一丁目11番11号	株式会社ひなた	令和元年 8月1日

3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4054 20	プログレス	北九州市小倉北区緑ヶ丘一丁目4番25-302号	合同会社Progress	令和元年 8月1日
4070 7075 51	三ヶ森福祉用具レンタル	北九州市八幡西区沖田四丁目17番22号101	医療法人新生会	令和元年 8月1日

4 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4054 20	プログレス	北九州市小倉北区緑ヶ丘一丁目4番25-302号	合同会社Progress	令和元年 8月1日

4070 7075 69	三ヶ森福祉用具 レンタル	北九州市八幡西 区沖田四丁目1 7番22号10 1	医療法人新 生会	令和元年 8月1日
--------------------	-----------------	------------------------------------	-------------	--------------

北九州市告示第165号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、法第78条、第85条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和元年8月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 4053 05	ヘルパステーション ファミリア	北九州市小倉北区 篠崎一丁目6番5号	株式会社ライフワークス	令和元年 7月31日
4070 3009 69	ケアサポートとばた	北九州市戸畑区 中本町8番20号 ケアホーム戸畑駅前館1階	株式会社アクティブ・エイジ	令和元年 7月31日
4070 7023 47	ヘルパステーション はらだ	北九州市八幡西区 町上津役一丁目11番20号	有限会社翔貴	令和元年 7月31日

2 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 4052 55	デイサービス ファミリア	北九州市東篠崎一丁目11番11号	株式会社ライフワークス	令和元年 7月31日

3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 4053 39	福祉用具プラス ファミ	北九州市小倉北区 木町三丁目2番20-206号	株式会社ビルズ	令和元年 7月31日

4 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 4053 47	福祉用具プラス ファミ	北九州市小倉北区 木町三丁目2番20-206号	株式会社ビルズ	令和元年 7月31日

5 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 1020 27	居宅支援センター ー おおつか	北九州市門司区 栄町8番18号 第一ユタカビル	医療法人健 栄会	令和元年 7月31 日

北九州市公告第 296 号

次のとおり応募者に資格条件を付与した簡易公募型プロポーザル方式に係る
手続を開始する。

令和元年 8 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 経営管理事前意向調査業務
- (2) 業務内容 北九州市森林組合が開催する地区座談会において森林所有者へ森林経営管理制度に関するヒアリング調査を実施し、調査結果に基づき経営管理権取得計画（案）を提案し、及び調査結果をGISデータにまとめて九州市が運用する林地台帳管理システム（ArcGIS）で閲覧可能な形態に調整する。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和2年2月28日まで

2 参加資格

参加申込書の提出期限において、次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に

協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 法人税及び事務所所在地における地方税（法人住民税、事業税等をいう。）が未納でないこと。

(5) 受託候補者に選定された場合、契約期間内に業務の履行が可能であり、かつ、企画提案書提出時の総括責任者が業務を担当できること。

3 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 業務実績等

ア 企業の情報セキュリティ体制

イ 過去に同種の業務を行った実績

ウ 業務実施体制

(2) 提案内容

ア 業務工程

イ システム構築方法

ウ ヒアリング調査内容

エ 経営管理権取得計画（案）の策定方法

オ 追加提案

4 契約の交渉等

前項の評価基準により選定した受託候補者と、第1項の業務の委託契約締結の交渉を行う。

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市産業経済局農林水産部農林課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2078

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

イ 交付期間 この公告の日から令和元年9月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 交付方法 書面により無償で交付する。

なお、郵送又はFAXによる交付は、行わない。

(3) 説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市役所本庁舎 7 階 7 1 会議室

イ 日時 令和元年 9 月 6 日午前 10 時

(4) 参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第 1 号に同じ。

イ 提出期限 令和元年 9 月 13 日正午まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第 1 号に同じ。

イ 提出期限 令和元年 9 月 20 日正午まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第 1 号に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和元年	4408	22	委託期間の欄中	同年6月30日	平成32年3月31日
		23		同年6月30日	平成32年3月31日
		24		同年6月30日	平成32年3月31日
		25		同年6月30日	平成32年3月31日

正誤表

年	令和元年	
号	第4481号	
頁	2	
訂正箇所	表中	
正	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
	北九州市八幡西区永犬丸二丁目2474番1から2474番9まで、2498番7、2498番8及び無番のうち	北九州市八幡東区枝光三丁目8番36号 栄和株式会社 代表取締役 西村龍也
	北九州市若松区藤ノ木二丁目1926番4、1926番5、1926番11から1926番20まで及び1927番25から1927番29まで並びに藤ノ木三丁目1928番9	北九州市若松区浜町一丁目4番7号 株式会社都市空間 代表取締役 足立浩啓
誤	開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
	北九州市八幡西区永犬丸二丁目2474番1から2474番9まで、2498番7、2498番8及び無番のうち	北九州市八幡東区枝光三丁目8番36号 栄和株式会社 代表取締役 西村龍也
	北九州市若松区藤ノ木二丁目1926番4、1926番5、1926番11から1926番20まで及び1927番29	北九州市若松区浜町一丁目4番7号 株式会社都市空間 代表取締役 足立浩啓